

【各種手当等振込みのお知らせ】 特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を12月中旬に振り込みます。【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742

# 12月3日～9日は「障害者週間」です

【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742、  
FAX 552・5150

## ▼福生市の状況

平成 27 年 4 月現在、当市における障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉保健手帳）登録者数は、述べ 2,328 人です。

## ▼障害者週間とは

平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に

積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定されました。この一週間は、障害者に対する理解を深め、障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現に向け一人ひとりが考える週間です。

## ▼障害者週間イベント

【期間】 12月3日(木)～9日(水)

【場所】 市役所第二棟 1階ロビー



【内容】 市内障害者施設に入通所している方の作品展示・授産品の販売等※販売は一部の期間のみ。

## ▼ヘルプカードについて

障害のある人は、自分から「困った」となかなか伝えられないことがあります。

ヘルプカードは、支援してほしい内容や連絡先、対応策などを記載しておき、緊急時・災害時に提示する

ことで、周囲の人に配慮や手助けをお願いしやすくするものです。ヘルプカードを持っている方が困っている時は、ご協力をお願いします。

【ヘルプカードの配布について】 名前の分かるもの（手帳、保険証等）を持って、市役所 1 階 10-1 番障害福祉課へお越しください。



【対象】 障害者の方

【対象】 18 歳以上の 1 人暮らしなどの重度身体障害者（2 級以上）、難病患者（都の医療券をお持ちの方）

## ◆重度心身障害者火災安全システム

家庭内の火災時に、住宅用防災機器により自動的に消防庁に通報するシステム。

【対象】 18 歳以上の 1 人暮らしなどの重度身体障害者（2 級以上）や重度知的障害者（2 度以上）

## 【自立支援給付】

- ◆居宅介護 ◆重度訪問介護 ◆同行援護 ◆行動援護 ◆重度障害者等包括支援 ◆短期入所 ◆療養介護 ◆生活介護 ◆自立訓練（機能訓練・生活訓練） ◆宿泊型自立訓練 ◆就労移行支援 ◆就労継続支援（雇用型・非雇用型） ◆施設入所支援 ◆共同生活援助

## 【地域相談支援給付】

- ◆地域移行支援 ◆地域定着支援

## 【相談支援給付】

- ◆計画相談支援 ◆障害児相談支援

## 【障害児通所給付】

- ◆児童発達支援 ◆医療型児童発達支援 ◆放課後等デイサービス ◆保育所等訪問支援

## 【地域生活支援事業】

- ◆相談支援 ◆意思疎通支援 ◆移動支援 ◆地域活動支援センター ◆日中一時支援 ◆日常生活用具給付事業

## 【自立支援協議会】

障害のある人が地域で生活していくためにどのような支援が必要か等、関係する機関が障害のある人の課題や情報を共有して、ともに解決していくための機関

## 【そのほか】

### ◆声の「広報ふっさ」の郵送

【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

### ◆声の「市議会だより」の郵送

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

### ◆外出が困難な方への図書館の宅配

◆ご自身で本を読むことが困難な方への対面音訳

図書館の障害者サービスご利用には登録が必要となります。詳しくは中央図書館にお問い合わせください。

【問合せ】 中央図書館 ☎ 553・3111

### ◆心身に障害のある児童の就学相談

【問合せ】 教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700

⇒6面に続きます

## ◆心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介します

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。詳しくは担当窓口へご相談ください。



## ◆福生市障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する通報窓口。虐待に気づいたら、すみやかに通報してください。

【連絡先】 福生市役所福祉保健部障害福祉課内 ☎ 551・1511

## ●主な福祉施策●

### 【医療】

#### ◆自立支援医療

更生医療・育成医療・精神通院医療の3種類があります。

＜更生医療＞ 身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。

【対象】 18 歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方

＜育成医療＞ 手術等の治療にかかる医療費を助成。

【対象】 18 歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる方（担当は子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737）

＜精神通院医療＞ 在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成。

【対象】 精神疾患を有し通院している方

#### ◆心身障害者（児）医療費助成

【対象】 身体障害者手帳 1 級、2 級（内部障害は 3 級）または愛の手帳 1、2 度の方（所得制限、年齢制限等の給付条件により受給できない方もいます）

#### ◆難病等医療費の助成

【対象】 (1) 国または都の指定する難病に罹患している方

(2) 次の①または②のいずれかに該当する方

①その病状が、厚生労働大臣または知事が定める程度の方

②①に該当しないが、同一の月に受けた難病に係る医療費総額について、33,330 円を超えた月数が、申請を行った日の属する月以前の 12 か月以内にすでに 3 か月以上あった方

#### ◆小児慢性疾患医療費助成

【対象】 18 歳未満で、

小児慢性対象疾患に罹患している方（ただし、18 歳以降についても、継続して更新手続を行った場合に限り、20 歳まで延長可能となります。）

#### ◆B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

【対象】 B型・C型肝炎のインターフェロン治療（3 剤併用療法を含む）、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

#### ◆小児精神障害者入院医療費助成

【対象】 精神科への入院治療を必要とする 18 歳未満の方

#### 【住宅費・交通費等の助成】

#### ◆住宅設備の改善給付事業

日常生活を容易にするため、浴室や便所、居室などの住宅内部を改善する事業。

【対象】 原則 6 歳以上 65 歳未満で、下肢または体幹にかかる障害が 2 級以上の方、及び補装具として車いすを購入した内部障害者

#### ◆自動車改造費助成事業

就労などのために自動車を改造する場合に費用の一部を助成。

【対象】 18 歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかる障害が 1 級・2 級の重度身体障害者の方

#### ◆心身障害者自動車運転教習費助成事業

免許取得に必要な経費の一部を助成。

【対象】 市内に引き続き 3 か月以上在住の方で、身体障害者手帳 3 級以上（内部障害の方は 4 級以上、下肢または体幹障害については 5 級以上で、歩行困難）の方、及び愛の手帳 4 度以上の方

#### ◆心身障害者タクシー利用券給付事業

【対象】 身体障害者手帳 2 級以上の方（内部、下肢、体幹機能障害は 3 級以上）または愛の手帳 2 度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性まひの方（支給限度内でガソリン券との併給も可。）

#### ◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業

【対象】 前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件（支給限度内でタクシー券との併給も可。）

【勤務先の健診や人間ドックを受ける方へ：健診データの提供のお願い】 市の生活習慣病対策に役立てるため、今年度、職場の健診及び人間ドックを受診された方は健診の結果と問診票の写しを保健センターへご提出ください（任意）。ご協力をお願いします。【問合せ】 保健センター ☎ 552・0061

